

犬猫以外の哺乳類に関する基準の今後の検討の進め方

1. 経緯

○第 11 回飼養管理検討会（R4.10.24）において、以下の基本的な視点が合意された。

①改正動物愛護管理法第 21 条の規定を踏まえ、動物の健康・安全の保持及び生活環境の保全上の支障の防止の観点から基準を設定する。

②自治体職員が、遵守状況を容易に確認し明確に判断でき、根拠を持って必要性を説明できる基準にする等、基準の実用性の観点を考慮する。

③これまでの検討を踏まえ、アニマルベースドメジャーの考え方を基本として、動物の行動や状態に着目した検討を進める。

○第 13 回飼養管理検討会（R5.8.21）において、犬猫以外の哺乳類の飼養管理基準を検討する上での動物種のグループ分けについての検討とともに、「ハムスター」、「ウサギ」及び「主にふれあい施設で扱われる中大型哺乳類」等のグループの飼養管理基準の項目案について、ご意見を頂いた。

<参考：前回検討頂いたグループ分けの結果>

ハムスター、ウサギ、げっ歯類（ハムスター以外）、

その他小型哺乳類、非ヒト霊長類、

主に触れ合い施設で取り扱われる中大型哺乳類、

その他中大型哺乳類

2. 基準等の策定方針

1. を踏まえてグループごとに具体的な基準案を検討したところ、各グループに共通する記述が多く確認された。一方で適切な飼養管理にはグループ内の特定の種にのみ該当する記述が必要となることが確認されたことから、以下の方針で整理を行う。

(1) 共通基準の改正

できる限りグループを限定しない共通事項として基準を改定する。その際の共通基準の改定方針は次のとおり。

(a) 犬猫と同様の基準への改正

(b) 犬猫の基準を参考とした改正

※鳥類及び爬虫類にも適用することが妥当な場合は、鳥類、哺乳類及び爬虫類全体に対する基準の見直しを検討。

ただし、グループごとに記載を分けることで規制の実効性が増す場合は

(c) グループごとの基準を新たに策定

(2) 基準等の解説書の作成

上記(a)~(c)のいずれの場合も、「動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針」のような基準の解説書を、犬猫以外の哺乳類を対象として作成する。

また、現行基準の細部解釈の追加のみで足りる場合及びグループの中の一部の種類のみ（例えば、その他小型哺乳類のうちのカワウソのみ）に数値等を適用する知見がある場合は、基準ではなく、基準の解説書に記載する。

(d) 新たに基準は策定せず解説書で具体化